

議案第 9 1 号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律(以下、「改正法」という。)の施行に伴い、昨今の物価上昇に対応し、公務による旅行の際、職員に自己負担を生じさせることなく、確実に実費弁償を行うとともに、職員の事務負担の軽減を図ることを目的とした規定の整備を図るため、所要の改正を行うもの。

2 根拠法令

- ・ 国家公務員等の旅費に関する法律
- ・ 国家公務員等の旅費に関する法律施行令

3 改正内容の概要

(1) 確実な実費弁償への対応

- 改正法、改正法施行令及び改正法に伴う財務省令に基づき旅費種目について以下のとおり改める（主な改正関連部分抜粋）。

種目（ ）は現行名称	現行	改正案
鉄道賃	急行料金支給の距離制限※1	急行料金支給の距離制限廃止
その他の交通費 (車賃)	対象：陸路（鉄道を除く）旅行 算定：原則、1 キロメートル 37 円の定額（必要に応じ実費額）	対象：鉄道・船舶・航空機以外を 利用する旅行 算定：原則、実費額（レンタカー 賃料等の支給可）
宿泊手当【新設】 (日当、食卓料)	・ 日当：定額 (3,000 円) ⇨ <u>諸雑 費含む昼食代</u> + 目的地内交通費 ・ 食卓料：定額 (3,000 円) ⇨ <u>夕 食代 + 朝食代</u> (宿泊料不支給時)	日当及び食卓料の廃止 ↓ 宿泊手当【新設】：宿泊に伴う <u>諸 雑費（夕朝食代含む）</u> として 2,400 円定額支給※2 ただし減額調整あり※3
宿泊費 (宿泊料)	定額 (13,500 円) ⇨ <u>宿泊費 + 諸 雑費含む夕食代及び朝食代</u>	<u>宿泊費</u> として上限付きの実費支 給※4
包括宿泊費【新設】		交通費と宿泊費をまとめて支給 (パック旅行商品代) できるよ う新設

※1 特別急行列車：片道 100 キロメートル以上
普通急行列車：片道 50 キロメートル以上

※2 金額は、規則に定める。

- ※3 朝食又は夕食にかかる費用の相当分が宿泊費に含まれる場合等は、減額支給
朝食又は夕食費用のいずれかが含まれる場合⇒定額の3分の2相当額に減額
朝食及び夕食費用の双方ともに含まれる場合⇒定額の3分の1相当額に減額
- ※4 上限額（宿泊費基準額）は規則に定める額とする
⇒都道府県毎に8,000円（福島県等）から19,000円（東京都等）の範囲で定める額

(2) 旅費制度に係る事務負担の軽減

- 旅費は実費弁償が原則であり、必ずしも給与のように条例で詳細を規定する必要がない中で、旅費の詳細内容や定額支給の金額等の技術的事項を規則に委任することで、適時・適切に社会経済情勢の変化に対応できるようにするもの。
- 現行では、書面での手続を想定し旅行命令簿等及び旅費請求書の様式を規則に定めることを規定している。先般のデジタル化の進展を踏まえ、今後は、事務処理の簡素化を図る観点から、当該様式について廃止とする。

4 施行期日

令和8年4月1日